

1-2 交際費等

1 確認問題

【問 題】

- (1) 交際費等とは、どのような相手に対する支出か？
- (2) 交際費等とは、どのような行為によるものか？
- (3) 次のうち、法人税法上、交際費として扱うのが最も妥当なものを一つ選びなさい。

- ① 取引先に対する売掛金の全額放棄
 - ② 従業員慰安のための社内運動会の費用負担（通常要する金額の範囲内である。）
 - ③ 同業者団体に対する加入金の支出
 - ④ 事業関係者を対象として開催した中古自動車オークションにおける抽選会の景品購入費用
- (4) 次の場合において、甲社が当期において交際費として認識すべき金額がいくらになるか答えなさい。

- ① 甲社は、当期において内国法人乙社と共同で製品発表を行いパーティー費用 500万円（販売のために直接要するものではない。）を支出している。
 - ② 甲社はパーティーに際し、「乙社が負担すべき金額 200万円」及び「出席者からの祝い金 70万円」を受領している。
- (5) 次のそれぞれの支出が、法人税法上、(イ)福利厚生費、(ロ)給与、(ハ)交際費のいずれに該当するか、最も妥当なものをそれぞれ答えなさい。

- ① 当社の従業員の慰安旅行に必要な費用負担額の支出
 - ② 当社の従業員の慰安旅行に必要な費用負担額の支出（社会通念上の相当額を超え、従業員に対する経済的な利益の供与と認められる）
 - ③ 得意先の役員及び従業員の慰安旅行に必要な費用負担額の支出
- (6) 次のそれぞれの法人（いずれも年1回3月末決算法人）の当期における支出交際費の額が10,000,000円である場合、それぞれ損金不算入額がいくらになるか答えなさい。

- ① 期末資本金2億円の法人
 - ② 期末資本金1億円の法人（株主はすべて個人である。）
 - ③ 期末資本金1億円の法人（資本金が5億円であるX社の100%子会社である。）

【解 答】

(1) 得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する支出

(2) 接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為

【解 説】 交際費等の定義に関してはいくつか見解があるが、「支出の相手方」及び「支出の目的（又は行為の形態）」について、しっかりと押さえておく必要がある。

(3) ④

【解 説】 ①「得意先に対する売掛金の全額放棄」は寄附金（又は貸倒損失等）に、②「従業員慰安のための社内運動会の費用負担」は福利厚生費に、③「同業者団体に対する加入金の支出」は繰延資産に、それぞれ該当する。

(4) 3,000,000円（＝5,000,000円－2,000,000円）

【解 説】 ⇨ 理論ドクター p.107 参照。

(5) ① (イ) 福利厚生費

② (ロ) 給与

③ (ハ) 交際費

【解 説】 ⇨ 理論ドクター p.109 参照。

(6) ① 10,000,000円

② 4,600,000円

③ 10,000,000円

【解 説】 期末資本金が1億円以下の法人であっても、資本金5億円以上の法人の子法人である場合には、支出交際費の全額が損金不算入とされる。

1-2 交際費



ポイント整理

1 損金不算入額

- (1) 期末資本金額 1 億円以下の法人（資本金 5 億円以上の法人の100%子法人除く）

支出交際費等	} 少×90%＝損金不算入額
支出交際費等－	
600万円× $\frac{12}{12}$	

- (2) 期末資本金額 1 億円超の法人及び資本金 5 億円以上の法人の100%子法人

支出交際費等＝損金不算入額

2 原価算入交際費

	経理方法	別 表 4 上 の 処 理
当期（前期）	資 産／現 金	① 支出交際費等の額に含める ② 原価算入交際費（減・留）
翌期（当期）	交際費／資 産	① 支出交際費等の額に含めない ② 前期原価算入交際費否認（加・留）

（注）原価算入交際費

$$\text{交際費等の損金不算入額} \times \frac{\text{取得価額に算入した交際費等}}{\text{支出交際費等の額}}$$

3 交際費等の範囲

次に掲げる費用は交際費等に該当しない。

- | |
|---|
| (1) 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用 |
| (2) 飲食その他これに類する行為のために要する費用（役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待のために支出するものを除く。）であつて、その支出する金額が一人当たり5,000円以下の費用 |
| (3) (1)(2)以外の一定の費用 |

（注）上記(2)の「飲食その他これらに類する行為」には、社外の者に対する接待、供応の際の飲食の他、例えば、得意先、仕入先等の業務の遂行や行事の開催に際して、得意先、仕入先等の従業員等によって飲食されることが想定される弁当等の差し入れが含まれる。

4 周辺費用との区分

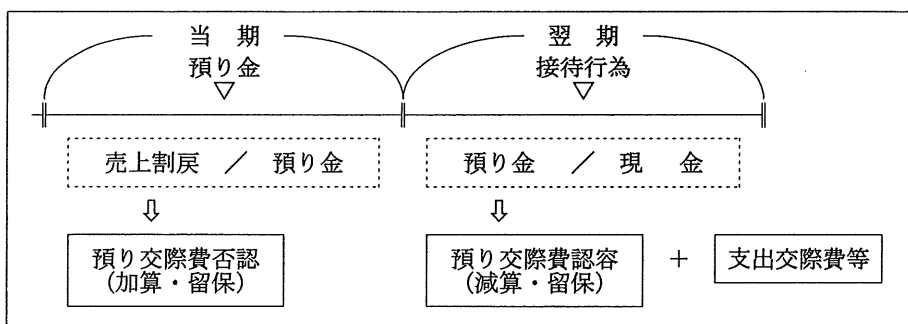
(1) 金銭による贈与 ⇨ 寄附金

- ① 社会事業団体に対する拠金 ② 政治団体に対する拠金 ③ 神社の祭礼等の寄贈金

(2) 事業者に対する金銭、事業用資産、少額物品による支出 ⇨ 売上割戻し

金 銭		
物品	事業用資産	売上割戻し
	少額物品（おおむね3,000円以下）	
	その他	交 際 費 等
旅行・観劇等の招待（注）		

（注）預り交際費（積立額により旅行等に招待するための費用）



(3) 不特定多数の者に対する広告宣伝効果を意図する費用 ⇨ 広告宣伝費

- ① 一般消費者を対象とする抽選による旅行等への招待等のうち通常要する費用
② 得意先に対する見本品費、試用品の供与費用のうち通常要する費用

(4) 従業員の福利厚生・慰安を目的とする費用 ⇨ 福利厚生費

- ① 従業員（退職者を含む。）又はその家族等の慶弔、禍福に際し、一定の基準に従って支給される金品
② 創立記念日等に際し、従業員に概ね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用

(5) 商談、会議のための費用 ⇨ 会議費

- ① 会議と招待とが合わせて行われた場合の会議としての実体を備えている部分の費用
② 会議には、来客との商談、打合せ等を含む
③ 会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用は、会議に関連する費用として交際費等から除かれる。
この取扱いは、一人当たりの費用の金額が5,000円を超える場合であっても適用される。

設 例

当社（資本金2億円）の当期における税務上調整すべき金額を計算しなさい。

（当期の仕訳）

建 物 10,500 / 現 金 10,500 （うち交際費500）

交際費 2,000 / 現 金 2,000

減価償却費 1,200 / 建 物 1,200

※ 建物の定額法償却率0.100、事業供用日 4月20日

（翌期の仕訳）

交際費 500 / 建 物 500

交際費 1,500 / 現 金 1,500

減価償却費 1,200 / 建 物 1,200

【解 答】

（当 期）

(1) 交際費等の損金不算入額 $500 + 2,000 = 2,500$ （加・流）

(2) 原価算入交際費 500（減・留）

(3) 減価償却超過額

$$1,200 - (10,500 - 500) \times 0.100 \times \frac{12}{12} = 200 \text{（加・留）}$$

（翌 期）

(1) 交際費等の損金不算入額 1,500（加・流）

(2) 前期原価算入交際費否認 500（加・留）

(3) 減価償却超過額

$$1,200 - 10,000 \times 0.100 = 200 \text{（加・留）}$$